

えりも町耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月

えりも町建設水道課

----- 【 目 次 】 -----

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
1 . 計画策定の背景と目的	1
2 . 計画の位置づけ	1
3 . 計画期間	2
第 2 章 えりも町の概況	3
1 . 位置及び面積	3
2 . 人口	3
第 3 章 えりも町で想定される地震による被害状況	4
1 . 想定される地震と規模	4
2 . 建築物の被害予測	6
第 4 章 建築物の耐震化の目標	7
1 . 住宅の耐震化の現状と目標	7
2 . 建築物の耐震化の現状と目標	9
第 5 章 建築物の耐震化の取り組み方針	13
1 . 住宅・建築物の耐震化促進に向けた背策方針	13
2 . 住宅・建築物の耐震化促進に向けた各事業主体の役割	14
第 6 章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策	15
1 . 住宅・建築物の耐震化促進のための環境整備	15
2 . 地震防災や耐震化促進に関する意識の普及	17
3 . 地震時の建築物等の総合的な安全対策	17
参考資料	18

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が制定されました。しかし近年、大規模地震が頻発し、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあります。

これを受けて、平成17年11月に「耐震改修促進法」の改正が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が義務付けられました。

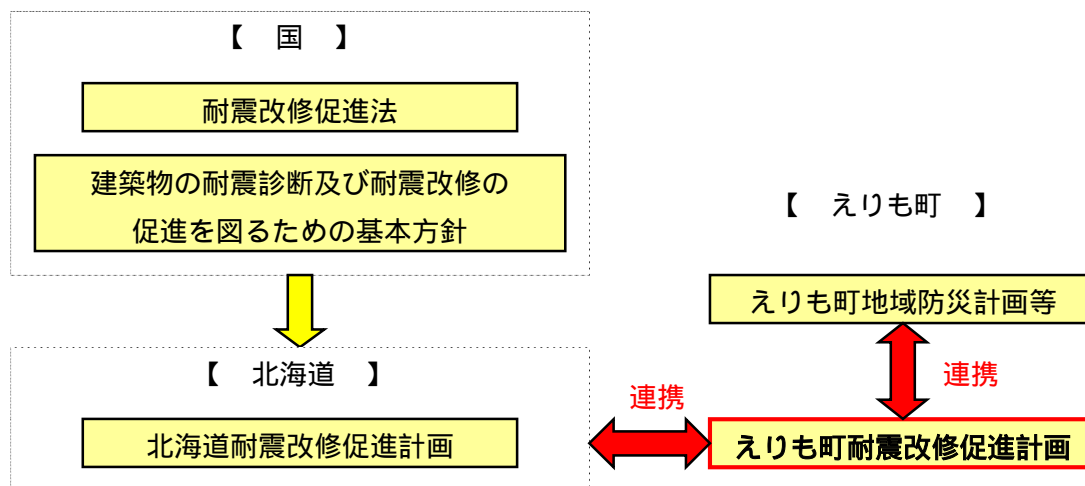
えりも町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、地震による建築物の倒壊被害から町民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するため、町内に存在する住宅、特定建築物並びに公共建築物のうち、現状の耐震化状況の把握や、耐震化の目標設定、耐震化を進めるにあたっての施策等についてとりまとめるものです。

また、耐震化を進めるにあたっては、町民に住宅・建築物の耐震化促進のための啓発を行なうことにより、住宅・建築物の耐震化への意識の向上を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は「耐震改修促進法」第5条7項の規定に基づき定めるものとします。

本計画の策定にあたっては、上位計画として「建築物の耐震改修及び耐震改修の促進を図るための基本方針」や「北海道耐震改修促進計画」、関連計画として「えりも町地域防災計画」等と整合を図るものとします。



3. 計画期間

計画期間は、「北海道耐震改修促進計画」との整合を図るために、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

なお、社会経済状況や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて本計画内容を適宜見直すこととします。

第2章 えりも町の概況

1. 位置および面積



えりも町は、北海道の中央部最南端に位置し、南は太平洋に面し北には日高山脈の山々が連なり、西には様似町、東には十勝支庁広尾町に接しています。

地形は、日高山脈が太平洋に没入する襟裳岬を頂点とする逆三角形で、海岸線は58.145kmもの長きにわたり、その多くは岩礁帯を形成しています。総面積283,87k㎡のうち83.5%が森林です。

2. 人口

えりも町における人口及び世帯数については、下記の通り推移しています。

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	7,777	7,520	7,456	7,034	6,811	6,248	5,796
世帯数	2,070	2,133	2,164	2,112	2,146	2,161	2,101

(各年国勢調査)

第3章 えりも町で想定される地震による被害状況

1. 想定される地震と規模

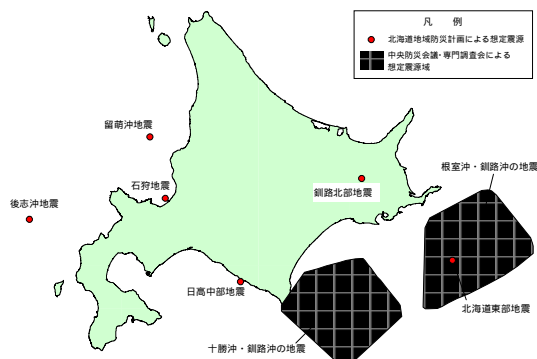
本計画においては、「北海道地域防災計画」(北海道)及び「中央防災会議」(内閣府)「活断層研究会」(文部科学省)の調査により公表された資料を基に、「1.海溝型の地震」、「2.内陸の活断層にて発生する地震」、これに加え、「3.全国どこでも起こりうる直下の地震」(内閣府)の3つの地震を想定することとします。

(1) 海溝型の地震

「道地域防災計画」では、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震として、既往の地震経験及び地震研究などから、6つの地震を想定しています。また、「中央防災会議」では、日本海溝・千島海溝周辺で大規模地震の発生が予測されている地震動に係る地震として、6つの地震を想定しています。

このようなことから、「道地域防災計画」で想定した6つの地震と、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」のうち、道内で地震動による建築物への影響を及ぼす2つの計8つの地震の中から、当町において最も被害が大きいと考えられる「十勝沖・釧路沖地震」(マグニチュード8.2)を想定地震とします。

地震名称	位置(旧測地系)	規模
石狩地震	北緯 43.25 度 東緯 141.25 度	M6.75
北海道東部地震	北緯 42.5 度 東緯 146 度	M8.25
釧路北部地震	北緯 43.5 度 東緯 144.5 度	M6.5
日高中部地震	北緯 42.25 度 東緯 142.5 度	M7.25
留萌沖地震	北緯 44 度 東緯 141 度	M7.0
後志沖地震	北緯 43 度 東緯 139 度	M7.75
十勝沖・釧路沖の地震	図による	M8.2
根室沖・釧路沖の地震	図による	M8.3



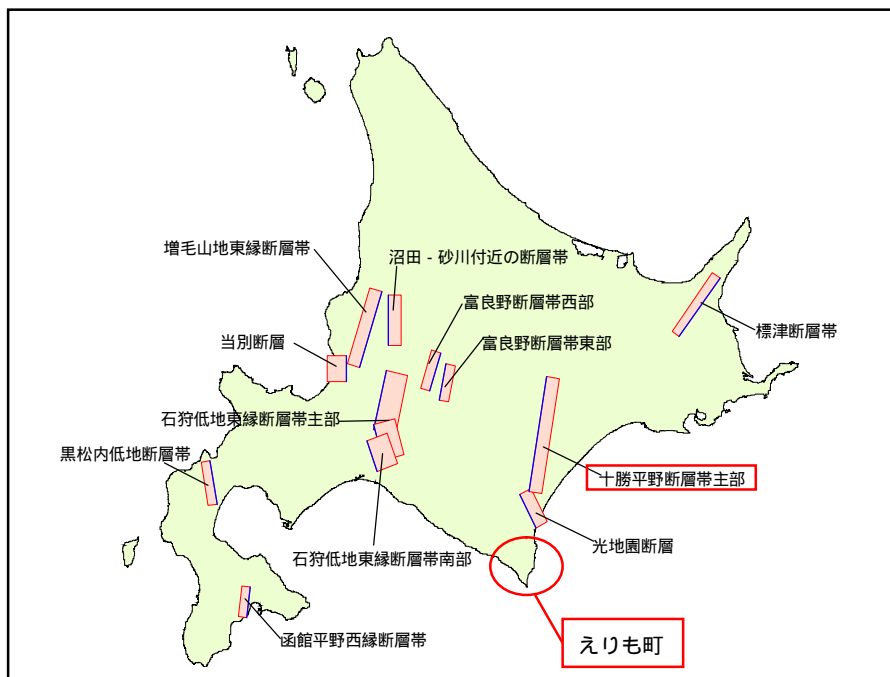
道地域防災計画、中央防災会議の想定地震の規模

十勝沖・釧路沖地震による各地区の予想震度

地区名	近浦地区	笛舞地区	大和地区	本町地区	新浜地区	歌別地区	東洋地区	えりも岬地区	庶野地区	目黒地区
予想震度	6.18	6.17	6.19	6.19	6.28	6.28	6.17	6.44	6.44	6.35

(2) 内陸の活断層にて発生が予測される地震

「活断層研究会」の調査により内陸の活断層地震では、道内の主要な活断層として8つの断層帯が想定されています。その中から、当町において最も被害が大きいと予測される「十勝平野断層帯主部を想定地震」とします。



地震調査研究本部の活断層分布図

断層の名称	断層モデル	規模
標津断層帯	標津断層帯	M7.7
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M8.0
	光地圏断層	M7.2
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M7.2
	富良野断層帯東部	M7.2
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M7.8
	沼田-砂川付近の断層帯	M7.5
当別断層帯	当別断層帯	M7.0
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M8.0
	石狩低地東縁断層帯南部	M7.1
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M7.3
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M7.3

地区名	予想震度
近浦地区	5.29
笛舞地区	5.23
大和地区	5.22
本町地区	5.20
新浜地区	5.25
歌別地区	5.25
東洋地区	5.02
えりも岬地区	5.35
庶野地区	5.37
目黒地区	5.57

十勝平野断層帯主部地震による各地区の予想震度

地震調査研究本部の想定地震の規模

(3) 全国どこでも起こりうる直下型地震

北海道では、他の地方と比べて明治より前の地震の資料が極めて少ないため、他の地方ほど詳しく地震活動の特徴を把握できていないことから、道内どの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに、特に留意する必要があるとしています。

えりも町においても、全国どこでも起こりうる直下型の地震の規模を、「中央防災会議」で設定したマグニチュード6.9による地震として想定します。

全国どこでも起こりうる直下型の地震による各地区の予想震度

地区名	近浦 地区	笛舞 地区	大和 地区	本町 地区	新浜 地区	歌別 地区	東洋 地区	えりも 岬地区	庶野 地区	目黒 地区
予想震度	6.13	6.09	6.08	6.08	6.17	6.17	6.01	6.28	6.28	6.25

2. 建築物の被害予測

建築物の被害予測については、字界を基本単位とし、前項にて算出した震度に応じた建築物の全壊率及び全半壊率を算出します。なお、この被害予測については地震のゆれによる被害を予測したものであり、津波や火災、液状化などに起因する被害は含まないものとします。

算出結果については、下表の通りです。

	建築物被害					
	木造		非木造		総計	
	全壊率	全半壊率	全壊率	全半壊率	全壊率	全半壊率
十勝沖・釧路沖地震	28.8%	34.0%	6.7%	13.6%	25.4%	30.9%
十勝平野断層帯主部	0.04%	1.3%	0.03%	0.5%	0.03%	1.2%
直下型地震	18.8%	34.2%	4.2%	10.7%	16.6%	30.6%

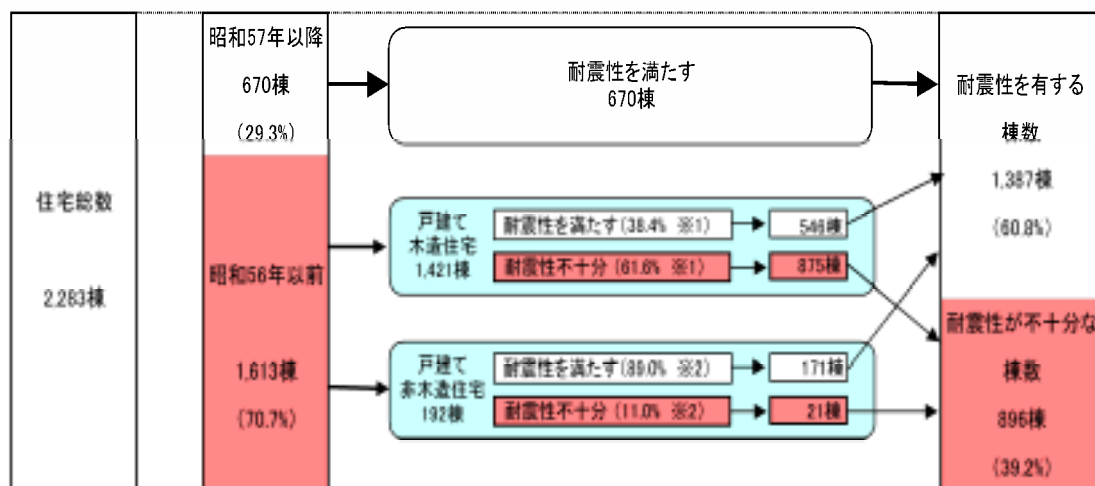
	十勝沖・釧路沖地震における各地区の建築物被害					
	木造		非木造		総計	
	全壊率	全半壊率	全壊率	全半壊率	全壊率	全半壊率
近浦地区	23.9%	41.7%	2.0%	8.0%	22.6%	39.8%
笛舞地区	20.9%	38.7%	5.2%	13.0%	18.9%	35.6%
大和地区	16.9%	33.0%	4.6%	12.0%	13.7%	27.2%
本町地区	16.9%	33.0%	3.1%	8.6%	13.9%	27.8%
新浜地区	25.1%	34.5%	5.1%	11.6%	22.7%	31.8%
歌別地区	30.6%	36.0%	7.8%	16.0%	27.6%	33.4%
東洋地区	20.2%	38.0%	3.6%	10.0%	16.9%	32.4%
えりも岬地区	44.0%	32.6%	12.4%	19.5%	38.1%	30.1%
庶野地区	45.5%	30.4%	13.2%	20.4%	41.8%	29.3%
目黒地区	44.0%	36.2%	9.0%	17.6%	38.9%	33.5%

第4章 建築物の耐震化の目標

1. 住宅の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状

平成20年度の固定資産家屋データに基づく、町内に存在する戸建て住宅の棟数は2,283棟であり、そのうち1,387棟(60.8%)の住宅が、昭和56年に改正された「建築基準法」に基づく、新耐震基準に適合する耐震性を有すると推測されます。

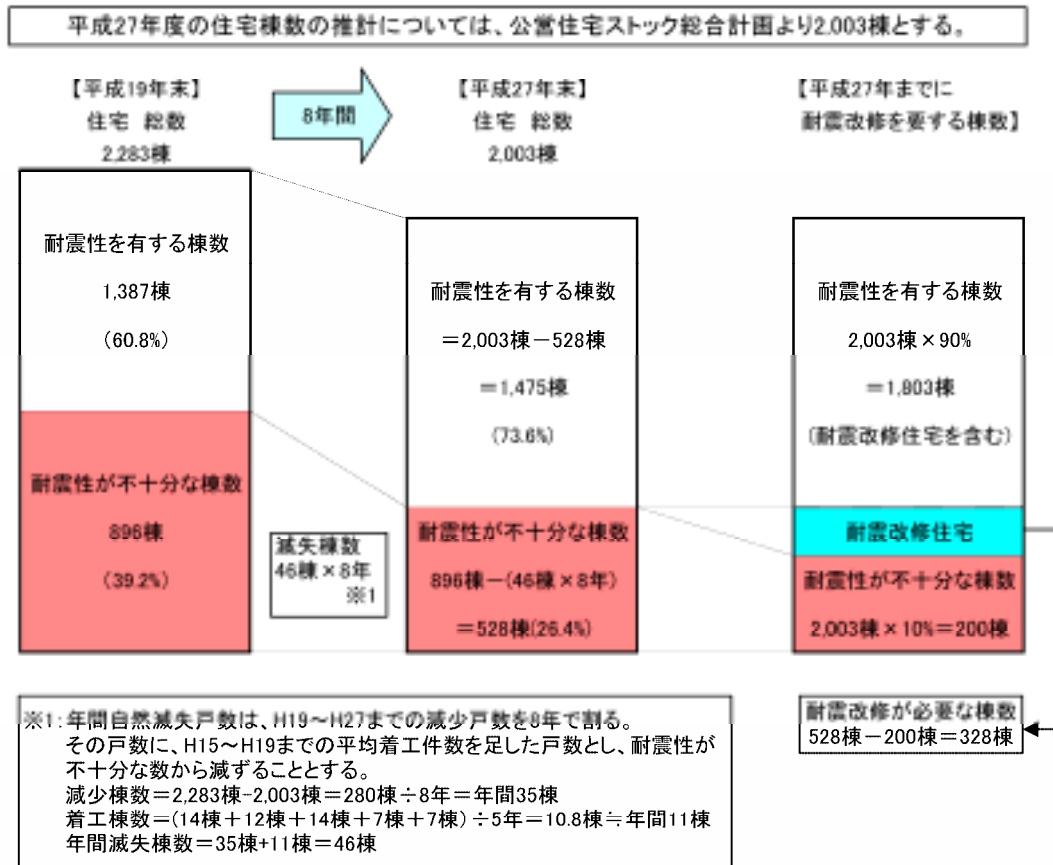


※1: 木造戸建て住宅の耐震性確保の比率は、H20全道戸建て木造住宅の無料耐震診断実績値を採用。

※2: 非木造戸建て住宅の耐震性確保の比率は、H19全道耐震診断実績値を採用。

(2) 住宅の耐震化の目標

国土交通省の方針で、「平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とする。」としているため、えりも町においても住宅の耐震化を計画的に進め、平成27年度までに耐震化率90%を目標とします。



2. 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 特定建築物の耐震化の現状と目標

えりも町における「耐震改修促進法」第6条第1号に該当する特定建築物（参考A）は表1のとおりであり、特定建築物総数10棟の内、耐震性が確認されていない公共建築物が4棟あり、一部防災上重要な収容施設となっていることから、この特定建築物については早急な耐震化を進めるよう努め平成27年度まで耐震化率100%を目標とします。

表1 「耐震改修法」第6条第1号に該当する特定建築物 防災上重要な収容施設と重複

「耐震改修法」第6条 第1号に該当する特 定建築物	総数 (棟)	S57年 以降建設	S56年以前建設			耐震化率	
			総数	耐震診断	耐震改修		
公共	学校施設	6	4	2	2	-	67%
	集会場	1	0	1	-	-	0%
	体育館	1	0	1	-	-	0%
	庁舎	1	1	0	-	-	100%
民間	事務所・店舗	1	1	0	-	-	100%
計		10	6	4	2	-	60%

学校施設（屋体含む）

印の施設はS57年以降に建設された耐震性を有していると想定される建築物

（平成20年度末現在）

参考A 「耐震改修促進法」第6条第1号に規定する建築物

規 模	用 途
2階以上 かつ500㎡以上	1 幼稚園、保育所
2階以上 かつ1,000㎡以上	2 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 3 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	5 体育館（一般公共の用に供されるもの）
3階以上 かつ1,000㎡以上	6 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 8 病院、診療所 9 劇場、観覧場、映画館、演芸場 10 集会場、公会堂 11 展示場 12 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 13 ホテル、旅館 14 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 15 事務所 16 博物館、美術館、図書館 17 遊技場 18 公衆浴場 19 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの 20 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 21 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） 22 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は荷物の用に供するもの 23 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 24 郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

(2) 公共施設の現状と目標

災害時に、町有建築物、特に学校や生活館などは防災上重要な収容施設等として活用され、役場庁舎では、被害情報収集や災害対策の検討が行われるなど、地震後応急活動の拠点として活用されます。しかし、防災上重要な収容施設(特定建築物を除く)20施設の内、14施設の耐震性が確認されておらず(表2)耐震化率は30パーセントとなっています。

平常時利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震診断など耐震化に向けた取り組みが今後必要な状況にあります。

又、えりも町の社会福祉施設・病院施設・不特定多数が使用する公共建築物の耐震化の現状は、防災上重要な収容施設・特定建築物を除き表3のとおりです。公共建築物の耐震化が進んでいない集会場・体育館・保育所については、施設の規模・用途を勘案しながら、計画的に耐震化が進むよう努めるものとしします。

表2【防災上重要な収容施設と耐震化状況】

資料：えりも町防災計画

番号	施設名	建設年度	耐震化	耐震化対応		備考
				耐震診断	耐震改修	
1	近浦多目的集会施設	昭和60年	済			
2	近浦共同作業所	昭和43年	未	未	未	
3	笛舞生活館	昭和42年	未	未	未	
4	下笛舞共同作業所	昭和46年	未	未	未	
5	大和共同作業所	昭和47年	未	未	未	
6	西えりも生活館	昭和46年	未	未	未	
7	上歌別生活館	平成5年	済			
8	歌別生活館	平成14年	済			
9	歌別共同作業所	昭和44年	未	未	未	
10	東洋共同作業所	昭和44年	未	未	未	
11	東洋生活館	平成8年	済			
12	東洋第2生活館	昭和48年	未	未	未	
13	林業総合センター	平成15年	済			
14	桜岡生活館	平成元年	済			
15	庶野共同作業所	昭和43年	未	未	未	
16	庶野生活館	昭和56年	未	未	未	
17	庶野保育所	昭和50年	未	未	未	
18	美島共同作業所	昭和49年	未	未	未	
19	目黒生活館	昭和39年	未	未	未	
20	第3体育館	昭和51年	未	未	未	
21	役場庁舎	平成9年	済			※1
22	笛舞小学校	平成5年	済			※1
23	福祉センター	昭和45年	未	未	未	※1
24	えりも小学校	平成11年	済			※1
25	えりも中学校	昭和53.54年	未	済	未	※1
26	えりも高校	昭和63年	済			※1

注 印の施設は、昭和57年以降に建設された耐震性を有していると想定される施設

※1 「耐震改修促進法」第6条第1号に該当する特定建築物

表3 【社会福祉施設・病院施設・不特定多数が使用する公共建築物】

※ 防災上重要な収用施設・特定建築物除く

用途	総数	S57年以降建設	S56年以前建設		耐震化率
			総数	耐震診断 耐震改修	
社会福祉施設	3	3	0	—	100%
病院	1	1	0	—	100%
集会場	5	2	3	—	40%
体育館	2	1	1	—	50%
保育所	3	1	2	—	33%
その他	—	—	—	—	
計	14	8	6	—	57%

※ 印施設は S57 年以降に建設された耐震性を有していると想定される建築物

第5章 建築物の耐震化の取り組み方針

1. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策方針

えりも町は、建築物に起因する地震災害から町民の生命や財産を守るため、住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けた施策を推進します。又、道・建築関係団体等・建築物の所有者との適切な役割分担により、耐震性を有していない建築物の耐震化を促進するとともに、建築物・住宅の耐震化の様々な課題を解決するため、次の施策を総合的に取り組みます。

住宅・建築物の耐震化促進のための環境整備

- 相談窓口の創設
- 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援の検討
- 地震時に通行を確保すべき道路の指定
- 公共建築物の耐震化の促進

地震防災や耐震化促進に関する普及啓発

- 地震防災マップの作成・公表
- 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

地震時の建築物等の総合的な安全対策

- ブロック塀等の転等防止対策
- 家具の転等防止対策等

2. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた各事業主体の役割

(1) 所有者の役割

住宅・建築物の所有者自らの問題、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上に努めるものとします。

(2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者の役割としては、その業務が耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っていることを再認識し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

(3) 町の役割

町民の安全確保を重大な責務とし、自ら管理する住宅・建築物については、積極的な耐震化に努めるとともに、相談体制の整備や適切な情報提供を行い、住宅・建築物の安全性の向上に努めるものとします。

第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1. 住宅・建築物の耐震化促進のための環境整備

(1) 相談窓口の設置

耐震診断・改修等に係る相談体制

えりも町は北海道や(財)北海道建築指導センターと連携を図り、速やかに相談できるよう庁舎内に相談窓口を設置します。

住宅・建築物の耐震化に関する相談窓口

設置場所：建設水道課 建築管財係

相談員の資質向上を図るため、北海道が行なう関係団体と連携した研修会への参加などにより、相談員の資質の向上に努めます。

(2) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

被害が想定される建築物・住宅については、民間が所有する木造住宅が大半であり、その耐震化については、原則として所有者が実施しなければなりません。所有者の意識が高まっていないことや費用の大きな負担から、耐震化が進まないことが予想されます。

このため、町は、耐震診断・耐震改修を促進するために必要な支援を検討します。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

「北海道耐震改修促進計画」により、地震時に通行を確保すべき道路として国道336号線・道道襟裳公園線・焼別折別線及び山の上裏通り線・住吉左通り線・1号線臨港道路が指定されています。(図1・図2参照)

図1 えりも町地震時通行を確保すべき道路

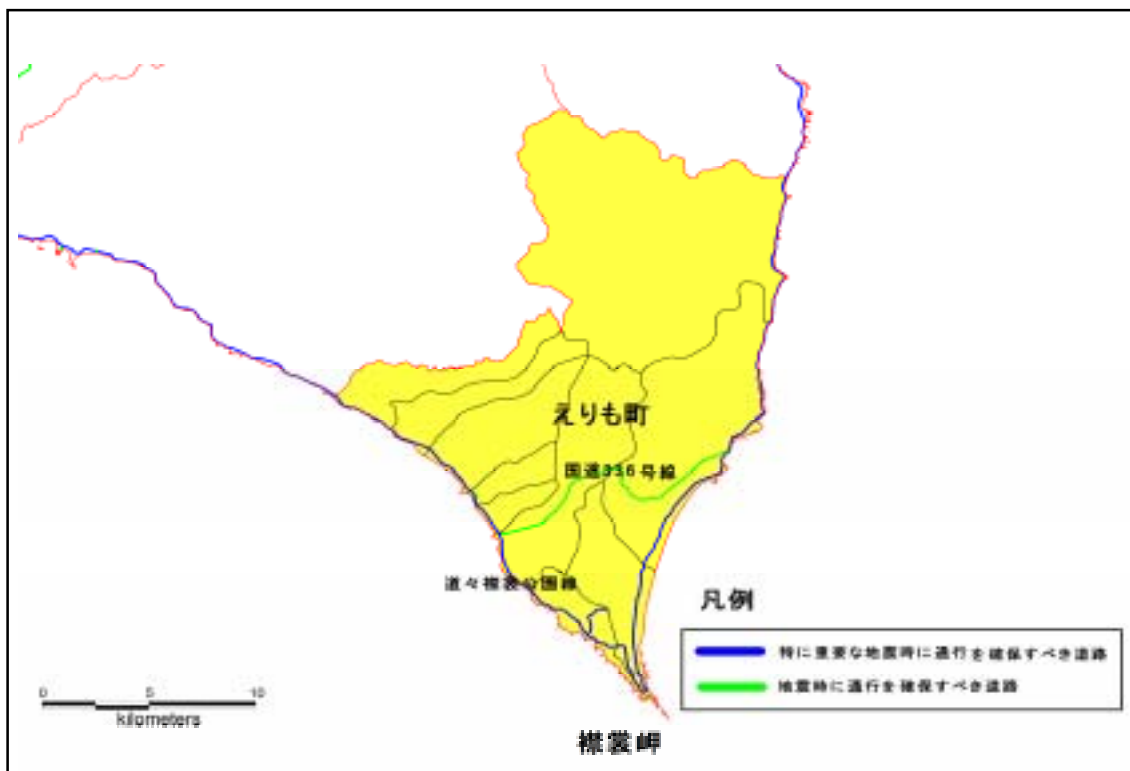


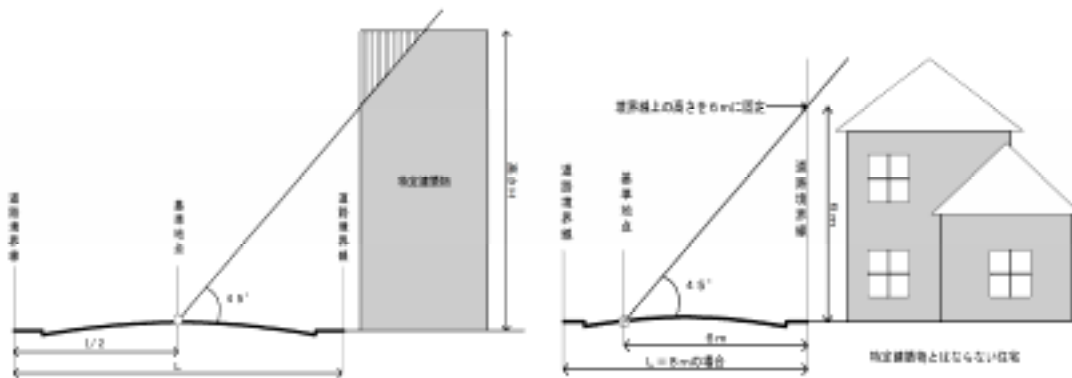
図 2 えりも町地震時通行を確保すべき道路（本町市街）



えりも町は、指定道路沿道において、耐震改修法第 6 条 3 号建築物に該当する建築物はありませんが、指定道路の趣旨を踏まえ、敷地が指定道路に接する建築物について耐震化に向けた取り組みの推進を行ないます。

【3号特定建築物の要件】

- ・ 幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離



$L > 12 \text{ m}$ の場合

$L \leq 12 \text{ m}$ の場合

図 4-2 特定建築物となる建築物高さの考え方

(4) 公共建築物の耐震化の促進

【学校施設等】

学校施設等における耐震化取組方針に基づき、耐震化に向けた取り組みの推進を積極的に行ないます。耐震化に際しては、国の補助事業等を活用して耐震診断・耐震補強等を実施し、耐震化が図られるよう努めるものとします。

【その他の公共建築物】

防災上重要な収容施設及び不特定多数の者が利用する公共建築物等は、優先度・財政状況・事業量等を総合的に考慮し、事業の平準化を計り、無理のない実現可能な整備プログラム及び事業計画を立案し、計画的に耐震化が計られるよう努めるものとします。

2. 地震防災や耐震化促進に関する普及啓発

(1) 地震防災マップの作成・公表

えりも町内において想定される地震による危険度マップを作成し、町広報・及び町ホームページにより公表します。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

危険度マップの公表と併せて、普及啓発を図るため、国や道が発行するパンフレットを相談窓口配置するほか、町内住宅関連イベントなどを通じて、町民・建築物所有者に配布し、積極的な耐震化への意識の普及に努めます。

3 地震時の建築物等の総合的な安全対策

これまでの大規模地震では、ブロック塀等の倒壊・住宅内の家具の転倒及び屋外広告物の落下などによる被害が多く発生しています。このためえりも町は、北海道と協力して、地震時の総合的な安全対策を進めます。

又、ブロック塀の基準・家具の固定方法等について、町広報・町ホームページ上に掲載し、住民への普及啓発等に努めます。

参考資料 1

「耐震改修法」第6条第1号特定建築物リスト

	用途	番号	耐震化	施設名称	住所	建築年	構造	総床面積 (㎡)
特定建築物	学校施設	1		鹿野小学校校舎	字鹿野501番地1他2筆	昭和46年	RC	1,548
				鹿野小学校屋内体育館	字鹿野506番地1他2筆	平成2年	S	965
		2		えりも中学校校舎・機械室	字新浜207番地3他2筆	昭和54年	RC	4,400
				えりも中学校屋内体育館	字新浜207番地3他2筆	昭和54年	S	1,565
		3	耐震化	東洋小学校校舎	字東洋187番地1他5筆	昭和58年	RC	1,545
				東洋小学校屋内体育館	字東洋187番地1他5筆	昭和58年	CB	615
		4	耐震化	えりも岬小学校校舎	字えりも岬202番地他4筆	昭和63年	RC	1,780
				えりも岬小学校屋内体育館	字えりも岬202番地他4筆	昭和63年	CB	810
		5	耐震化	笛舞小学校校舎	字笛舞478番地1他2筆	平成5年	RC	2,023
				笛舞小学校屋内体育館	字笛舞478番地1他2筆	平成5年	S	800
		6	耐震化	えりも小学校校舎	字新浜242番地1他2筆	平成11年	RC	4,499
				えりも小学校屋内体育館	字新浜242番地1他2筆	平成12年	S	1,058
	集会場	1		福祉センター	字本町359番地3他1筆	昭和45年	RC	1,552
	体育館	1		町民体育館	字新浜207番地8	昭和56年	RC	1,507
	庁舎	1	耐震化	役場庁舎	字本町206番地	平成7年	RC	5,605
	民間事務所	1	耐震化	えりも町本町商店街協同組合	字本町182番地2	昭和60年	S	店舗
えりも漁業協同組合				事務所				1,410
計		10	6					

※ 学校施設は、体育館も含め1施設
 印の施設は、昭和57年以降に建設された耐震性を有していると
 想定される施設

注 RC : 鉄筋コンクリート造
 S : 鉄骨造
 CB : コンクリートブロック造
 W : 木造

参考資料 2

公共建築物リスト

	用途	番号	耐震化	施設名称	住所	建築年	構造	総床面積	
公共建築物	社会福祉施設	1	耐震化	やまと苑	字大和106番地3・4・5	平成5年	RC	2579	
		2	耐震化	いずみ	字大和106番地3・4・5	平成12年	W	680	
		3	耐震化	ゆうゆう	字本町361番地1	平成3年	CB	351	
	病院	1	耐震化	えりも町立診療所	字本町210番地1	平成9年	RC	1,569	
	集会场	1			新浜生活改善センター	字新浜1028番地	昭和46年	CB	156
		2			高齢者センター	字府野102番地10・11	昭和48年	W	392
		3			漁村センター	字本町1038番地4他3筆	昭和54年	RC	457
		4	耐震化		風の館	字東洋366番地3	平成9年	RC	2,355
		5	耐震化		コミュニティーセンター	字府野102番地10	平成元年	RC	580
	体育館	1	耐震化		第2体育館	字歌別252番地	昭和60年	S	598
		2			第3体育館	字目黒214番地6	昭和51年	CB	414
	保育所	1	耐震化		中央保育所	字歌別252番地	平成15年	W	1,273
		2			えりも岬保育所	字えりも岬54番地1	昭和48年	CB	291
		3			鹿野保育所	字府野579番地2、4、5	昭和50年	CB	351
計		14	8						

印の施設は、昭和57年以降に建設された耐震性を有していると想定される施設

注 RC：鉄筋コンクリート造
S：鉄骨造
CB：コンクリートブロック造
W：木造

住宅・建築物に係る国庫補助制度概要

(H20. 10現在)

事業名等	補助率・財源措置等	摘要
<p>I 住宅・建築物耐震改修等事業 [国土交通省]</p> <p>(道建設部建築指導課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐震に係る普及啓発、計画策定等促進事業 補助金 1/2 (公共・勤労福祉) 1/3 (民間) 耐震診断 住宅(戸建、長屋、共同住宅) 緊急輸送道路沿道建築物等 補助金 1/2(公共) 1/3(民間) 建築物(住宅以外の建築物) 補助金 1/3(公共・民間共) 耐震改修又は建替え 住宅、建築物、マンション(耐火・耐火1,000m以上・3階以上) 補助金 1/3(公共・民間共) ※但し補助対象は工事費の23% 緊急輸送道路沿道住宅・建築物等、避難所等 補助金 1/3(公共・民間共) ※但し補助対象は工事費の全額 耐震改修等に係る調査、設計(基本・実施)、 工事監理費用 補助金 住宅 1/2(公共) 1/3(民間) 建築物 1/3(公共・民間共) 起債措置については、施設種別や地域により異なるので、施設の所管課に確認のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断費 耐震診断のみでも対象(優先度調査や職員実施の場合の経費も対象) <p>※H20年度第二次補正予算から</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿道住宅・建築物の地域要件撤廃 → DID地区等内撤廃 避難道路沿道住宅・建築物に分類マンション以外を追加 → 避難道路を閉塞するもの 緊急輸送道路・避難道路沿道住宅建築物の除却費・補償費補助対象
<p>II 公共施設等耐震化事業 [総務省消防庁]</p> <p>(道総務部防災消防課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方単独事業 起債充当率 90%、 普通交付税の事業費補正算入率 50% ※道全体で起債額が5千万円以上の場合に実施 ※事業下限は起債ベースで2百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に実施設計を着手する場合に限り対象 事業自体は、防災拠点となる公共施設等の耐震化のための一部改築や増築を対象
<p>III① 安全・安心な学校づくり交付金 (危険改築事業) [文部科学省] 地震防災対策特別措置法第4条適用 (道教育庁施設課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※交付対象は公立小中学校 交付金 1/3 → Is値0.3未満、補強困難 1/2 過疎・特豪雪地は5.5/10 財源対策債 15%、 学校教育施設等整備事業債 75% 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断費・耐力度調査費 補助対象(前々年度支出分まで)
<p>② 安全・安心な学校づくり交付金 (補強事業) [文部科学省] 地震防災対策特別措置法第4条適用 (道教育庁施設課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※交付対象は公立小中学校 交付金 1/3 → 1/2:地震防災緊急事業5箇年計画(地震防災対策特別措置法第2条)に基づく補強事業 非木造校舎補強、非木造体育館補強 学校教育施設等整備事業債 75% 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断費・耐力度調査費 補助対象(前々年度支出分まで)
<p>上記のうち、地震による倒壊の危険性が高いもの(耐震指標Is値0.3未満)の補強事業(地震補強) 5箇年計画 (道総務部防災消防課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付金 1/2 → Is値0.3未満 2/3 非木造校舎補強、非木造体育館補強 *国庫補助の特例(H18~H22) 学校教育施設等整備事業債 75% → 90% ↓ 特別措置法による推進地域に限り、地方債の元利償還金の50% → 66.7%を普通交付税の基準財政需要額に算入 ※市町村実質負担率: 31.25% 13.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断費・耐力度調査費 補助対象(前々年度支出分まで、及び計画年度内実施分)
<p>IV 医療提供体制施設整備交付金 医療関係機関の耐震化 [厚生労働省] ①医療施設耐震工事等施設整備事業 ②医療施設耐震整備事業 ③基幹災害医療センター施設整備事業 ④地域災害医療センター施設整備事業 ※①は地震防災緊急事業5箇年計画の位置付けなどが必要 (保健福祉部保健医療局医療政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※交付対象は民間の医療機関 交付金 1/3 (緊急に整備を要する施設) 交付金 1/3 (救急に参加する施設) 交付金 1/2 (基幹災害医療センター施設) 交付金 1/2 (地域災害医療センター施設) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象経費 新築・増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費